

事務事業名	7127 開発指導事業														
担当組織	都市整備部					まちづくり推進課					担当	建築・開発指導担当			
組織コード	R1	20	03	00	会計・款・項・目・大事業・中事業	R1	01	08	04	01	06	01	記入日	令和元年 5月22日	
	H30	20	03	00		H30	01	08	04	01	06	01			

1. 事務事業の概要

総合振興計画上の位置づけ											実施計画候補		
基本目標	05	快適で過ごしやすいまち									○ 対象 ● 対象外		
分野	05	住宅											
施策	57	良好な住環境の形成											
事業期間	昭和49年度～												
根拠法令 通達等	戸田市宅地開発事業等指導条例、旅館業法・埼玉県旅館業法施行条例・戸田市旅館等指導要綱、戸田市優良宅地認定規則・戸田市優良住宅認定規則（租税特別措置法）								関連計画 施政方針				
事業区分	○ 法定受託事務 ○ 自治事務のうち義務的なもの ● 自治事務のうち任意のもの												
対象	事業区域周辺の市民・利害関係者												
事業目的	宅地開発事業等に関する手続及び基準を定めることにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的とする。 地域の善良の風俗および健全な生活環境の保持を目的とする。 優良な宅地および住宅の供給の促進と有効な土地利用の確保を目的とする。												
事業内容	事業者の窓口相談をはじめとして、指導条例に基づく事前協議や関係各課の指導を行う。 ラブホテルと認識されるような建設に対して規制や排除を県と一体となつて行う。 申請者からの優良宅地・住宅認定制度についての事前相談および認定審査を行う。												
実施主体	■ 市による単独直営 □ 委託 (□ 3セク・財団 □ 企業 □ 市民・NPO) □ 協働・協力 ()												

2. 実施結果

事業内容	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	執行額(千円)	予算額(千円)	計画額(千円)	計画額(千円)	計画額(千円)
事業内容	開発指導事業 旅館等指導要綱事務 優良宅地・住	開発指導事業 中高層建築物 紛争条例事務	開発指導事業 中高層建築物 紛争条例事務	開発指導事業 中高層建築物 紛争条例事務	開発指導事業 中高層建築物 紛争条例事務
事業費	595	1,380	1,380	1,380	1,380
財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0
	県支出金	0	0	0	0
	起債	0	0	0	0
	その他	595	1,380	1,380	1,380
	一般財源	0	0	0	0
人件費	6,823	11,121.49	11,121.49	11,121.49	11,121.49
投入人員	常勤職員	1人	1.63人	1.63人	1.63人
	非常勤職員	0.1人	0.1人	0.1人	0.1人
事業費+人件費	7,418	12,501	12,501	12,501	12,501

目標達成状況	指標名	単位	説明・算定式	H29目標	H30目標	R1目標
				H29実績	H30実績	R1実績
活動	事前相談件数	件		80	90	90
	①			101	109	-
活動	事前協議申請件数	件		50	40	50
	②			46	52	-
成果	事前協議適合面積	m ²	良好な都市環境に整備された面積	50,000	70,000	70,000
	①			119,600	160,251	-
成果	指導条例適合率	%	指導条例適合件数/指導条例申請件数	100	100	100
	②			100	100	-

目標達成状況の分析

A：活動・成果ともに達成した。

<判断理由>
活動については、事前相談件数及び事前協議申請件数共に目標値を達成した。また、成果についても、目標値を達成することができた。これは、協議の際に宅地開発事業等指導条例に関する基準を順守するよう助言、指導した効果であると考えられる。

3. 評価結果

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	28年度	29年度	30年度	B：施策の目標達成に貢献している。
	B	B	B	<p><判断理由></p> <p>宅地開発事業等指導条例に基づき、開発事業等を行う事業者に対し、各種協議を義務付けることにより必要な施設等の確保を求めており、施策の目標達成に貢献しているといえる。</p>
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	28年度	29年度	30年度	A：経費の精査が十分になされている。
	A	A	A	<p><判断理由></p> <p>主たる経費は人件費である。事業者等への周知をするための冊子を活用し、必要最低限の経費で事務事業を進めており、適正といえる。</p>
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	28年度	29年度	30年度	B：事業手法は適正な内容である。
	A	B	B	<p><判断理由></p> <p>良好な住環境の形成のため、宅地開発事業等指導条例に基づき事業者に対し各種協議を義務付け、基準を守るよう助言、指導しており適正といえる。</p>
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	28年度	29年度	30年度	B：受益・負担は適正な範囲である。
	B	B	B	<p><判断理由></p> <p>宅地開発事業等指導条例に基づき各種協議を義務付け、開発規模に応じて必要となる公共施設について、事業者が確保するよう求めており適正と言える。</p>

4. 平成30年度中に実施した見直し内容

見直し内容	なし
見直しの効果	

5. 今後の方針

事業の方向性	<input type="radio"/> 1 現状で継続 <input type="radio"/> 2 拡大して継続 <input type="radio"/> 3 縮小して継続 <input checked="" type="radio"/> 4 他事業と統合 <input type="radio"/> 5 休止 <input type="radio"/> 6 その他見直し <input type="radio"/> 令和2年度で終了 <input type="radio"/> 令和元年度で終了 <input type="radio"/> 平成30年度で終了
	<p><判断理由></p> <p>良好な都市環境の形成を図るため、宅地開発事業等指導条例を運用し事業を進めていく。 中高層建築物紛争条例事業は、対象となる建築行為は当該事業に包括され、双方とも市条例に基づいた運用であるため、当該事業にて実施・評価した方が効率的であるため、統合する。</p>
今後の取組方針	今後運用を進めて行く中で、関連法令等の状況を踏まえ、必要に応じて条例等の改正について検討を進めて行く。

事務事業名	21202 中高層建築物紛争条例事業														
担当組織	都市整備部					まちづくり推進課					担当	建築・開発指導担当			
組織コード	R1	20	03	00	会計・款・項・目・大事業・中事業	R1	01	08	04	01	06	02	記入日	令和元年 5月23日	
	H30	20	03	00		H30	01	08	04	01	06	02			

1. 事務事業の概要

総合振興計画上の位置づけ											実施計画候補		
基本目標	05	快適で過ごしやすいまち									○ 対象 ● 対象外		
分野	05	住宅											
施策	57	良好な住環境の形成											
事業期間	平成17年度～												
根拠法令 通達等	戸田市中高層建築物等の建築に係る紛争の防止と調整に関する条例					関連計画 施政方針							
事業区分	○ 法定受託事務 ○ 自治事務のうち義務的なもの ● 自治事務のうち任意のもの												
対象	事業区域周辺の住民・利害関係者												
事業目的	中高層建築物等の建築に際し、市及び建築主等の責務、建築計画の周知手続及び紛争の調整に関し必要な事項を定めることにより、良好な近隣関係の形成および保持に資することを目的とする。												
事業内容	中高層建築物等に求められる周辺への配慮や、建築計画の事前公開、事前説明を建築主に義務付けるとともに、やむを得ず生じる建築紛争に対し建築紛争調整委員会により調整を図る。												
実施主体	<input checked="" type="checkbox"/> 市による単独直営 <input type="checkbox"/> 委託 (<input type="checkbox"/> 3セク・財団 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 市民・NPO) <input type="checkbox"/> 協働・協力 ()												

2. 実施結果

		平成30年度 執行額(千円)	令和元年度 予算額(千円)	令和2年度 計画額(千円)	令和3年度 計画額(千円)	令和4年度 計画額(千円)		
事業の 予算・実績	事業内容	中高層建築物 紛争条例事務						
	事業費	166	0	0	0	0		
	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0	
		県支出金	0	0	0	0	0	
		起債	0	0	0	0	0	
		その他	166	0	0	0	0	
		一般財源	0	0	0	0	0	
	人件費	5,663.09	0	0	0	0		
	投入 人員	常勤職員	0.83人	0人	0人	0人	0人	
		非常勤職員	0.05人	0人	0人	0人	0人	
事業費+人件費		5,829	0	0	0	0		
目標達成 状況	指標名		単位	説明・算定式		H29目標 H29実績	H30目標 H30実績	R1目標 R1実績
	活動①	近隣説明報告書提出件数	件			15	15	0
	活動②	審査終了通知件数	件			26	24	-
	成果①	審査終了率	%	審査終了件数/近隣報告書件数		15	15	0
	成果②					24	18	-
						100	100	0
目標達成 状況 の分析	B: 活動・成果のいずれかを達成した。 <判断理由> 活動については、近隣説明報告書提出件数及び審査終了通知件数について目標値を達成した。しかしながら、成果については、条例に規定する図書不足により審査が完了できない案件があったため、審査終了率は目標値に及ばなかった。							

3. 評価結果

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	28年度	29年度	30年度	B：施策の目標達成に貢献している。
	A	B	B	<判断理由> 条例に基づいて事業者に対し指導を行うことで、良好な近隣関係が形成することができ、建築に伴う紛争防止に貢献している。
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	28年度	29年度	30年度	A：経費の精査が十分になされている。
	A	A	A	<判断理由> 主たる経費は人件費である。事業者等への周知をするための冊子を活用し、必要最低限の経費で事務事業を進めており、適正といえる。
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	28年度	29年度	30年度	B：事業手法は適正な内容である。
	A	A	B	<判断理由> 市は良好な近隣関係の形成及び保持のため、中高層建築物等の建築計画の周知手続き、紛争の調整に関する事項を条例に定め、紛争の防止と調整を図っている。対象となる建築計画については、建築をしようとする事業者等において近隣住民等への周知手続きが実施されているため、適正である。
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	28年度	29年度	30年度	B：受益・負担は適正な範囲である。
	B	B	B	<判断理由> 条例に基づき、中高層建築物等の事業者に対し、近隣住人へ十分な計画の説明を求めることにより、紛争防止を図るものである。また、住民等の申請に基づく紛争調整委員会の開催も可能となっているため、受益・負担は適正な範囲といえる。

4. 平成30年度中に実施した見直し内容

見直し内容	なし
見直しの効果	

5. 今後の方針

事業の方向性	<input type="radio"/> 1 現状で継続 <input type="radio"/> 2 拡大して継続 <input type="radio"/> 3 縮小して継続 <input type="radio"/> 4 他事業と統合 <input type="radio"/> 5 休止 <input type="radio"/> 6 その他見直し <input type="radio"/> 令和2年度で終了 <input type="radio"/> 令和元年度で終了 <input checked="" type="radio"/> 平成30年度で終了
	<判断理由> 中高層建築物等の建築に伴う紛争の防止と調整に寄与しているため、継続していく必要がある。
今後の取組方針	今後も中高層建築物等の建築に伴う良好な近隣関係の形成及び保持に努めていく。

事務事業名	7128 開発許可事務費														
担当組織	都市整備部 まちづくり推進課								担当	建築・開発指導担当					
組織コード	R1	20	03	00	会計・款・項・目・大事業・中事業	R1	01	08	04	01	07	01	記入日	令和元年 5月22日	
	H30	20	03	00		H30	01	08	04	01	07	01			

1. 事務事業の概要

総合振興計画上の位置づけ		実施計画候補
基本目標	05 快適で過ごしやすいまち	○ 対象 ● 対象外
分野	05 住宅	
施策	57 良好な住環境の形成	
事業期間	平成14年度～	
根拠法令 通達等	都市計画法・都市計画施行令・戸田市開発許可の基準に関する条例	関連計画 施政方針
事業区分	<input checked="" type="radio"/> 法定受託事務 <input type="radio"/> 自治事務のうち義務的なもの <input type="radio"/> 自治事務のうち任意のもの	
対象	市および事業区域周辺の市民・利害関係者	
事業目的	建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う区画形質の変更に対して必要最低限の公共施設の整備水準を保たせることを目的とする。	
事業内容	事業者の窓口相談をはじめとして、開発許可の基準に基づき公共施設を整備するよう指導を行う。	
実施主体	<input checked="" type="checkbox"/> 市による単独直営 <input type="checkbox"/> 委託 (<input type="checkbox"/> 3セク・財団 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 市民・NPO) <input type="checkbox"/> 協働・協力 ()	

2. 実施結果

事業の 予算・実績	事業内容		平成30年度 執行額(千円)	令和元年度 予算額(千円)	令和2年度 計画額(千円)	令和3年度 計画額(千円)	令和4年度 計画額(千円)	
	事業費		33	290	290	290	290	
	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0	
		県支出金	0	0	0	0	0	
		起債	0	0	0	0	0	
		その他	33	290	290	290	290	
		一般財源	0	0	0	0	0	
	人件費		7,300.61	5,526.63	5,526.63	5,526.63	5,526.63	
	投入 人員	常勤職員	1.07人	0.81人	0.81人	0.81人	0.81人	
		非常勤職員	0.05人	0.05人	0.05人	0.05人	0.05人	
事業費+人件費		7,334	5,817	5,817	5,817	5,817		
目標達成 状況	指標名		単位	説明・算定式		H29目標 H29実績	H30目標 H30実績	R1目標 R1実績
	活動	① 開発許可申請件数	件			20	15	15
		② 開発許可件数	件			19	15	—
	成果	① 開発許可適合率	件・%	開発許可通知件数/開発許可申請件数		20	15	15
		② 開発許可面積	m ²	良質な宅地水準が確保された面積		100	100	—
						16,000	18,000	18,000
					21,223	24,339	—	
目標達成状況の分析		B：活動・成果のいずれかを達成した。 <判断理由> 活動については、開発許可申請件数及び開発許可件数共に目標値を達成した。また、成果についても、開発許可申請の際に、開発許可に関する基準を順守するよう助言、指導を実施することで、開発許可適合率は目標値を達成した。						

3. 評価結果

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	28年度	29年度	30年度	B：施策の目標達成に貢献している。
	B	B	B	<判断理由> 一定規模以上の開発行為について、良好な環境を有する市街地形成のため、法に基づく必要な公共施設の整備を義務付けており、施策の目標達成に貢献している。
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	28年度	29年度	30年度	A：経費の精査が十分になされている。
	A	A	A	<判断理由> 主たる経費は人件費である。開発許可手数料の歳入の範囲内で本業務を実施しており、適正といえる。
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	28年度	29年度	30年度	B：事業手法は適正な内容である。
	B	B	B	<判断理由> 都市計画法第29条に基づく開発許可に関する事務であり、法令等による基準に基づき事業者に必要な公共施設の整備を義務付けており、適正といえる。
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	28年度	29年度	30年度	B：受益・負担は適正な範囲である。
	B	B	B	<判断理由> 開発面積に応じた手数料を徴収し、開発規模に応じて事業者に必要な公共施設の整備を義務付けており、適正といえる。

4. 平成30年度中に実施した見直し内容

見直し内容	なし
見直しの効果	

5. 今後の方針

事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 1 現状で継続 <input type="radio"/> 2 拡大して継続 <input type="radio"/> 3 縮小して継続 <input type="radio"/> 4 他事業と統合 <input type="radio"/> 5 休止 <input type="radio"/> 6 その他見直し <input type="radio"/> 令和2年度で終了 <input type="radio"/> 令和元年度で終了 <input type="radio"/> 平成30年度で終了
	<判断理由> 一定の規模以上の開発行為に対して許可を課し、無秩序な市街化を防止し、必要な公共施設等の整備を義務付けることにより、良好な都市環境を確保するため、今後も継続していく必要がある。
今後の取組方針	適正な土地利用や良好な住環境を確保するため、引き続き適切な事務を行う。

事務事業名	7133 住環境整備事業														
担当組織	都市整備部					まちづくり推進課					担当	市街地整備担当			
組織コード	R1	20	03	00	会計・款・項・目・大事業・中事業	R1	01	08	04	03	04	01	記入日	令和元年 5月21日	
	H30	20	03	00		H30	01	08	04	03	04	01			

1. 事務事業の概要

総合振興計画上の位置づけ											実施計画候補		
基本目標	05	快適で過ごしやすいまち									● 対象 ○ 対象外		
分野	05	住宅											
施策	57	良好な住環境の形成											
事業期間	平成9年度～令和7年度												
根拠法令 通達等	住宅市街地総合整備事業制度要綱 国における重点密集市街地の公表地区（平成15年7月11日）					関連計画 施政方針							
事業区分	<input type="radio"/> 法定受託事務 <input type="radio"/> 自治事務のうち義務的なもの <input checked="" type="radio"/> 自治事務のうち任意のもの												
対象	地区住民等（住民、権利者など）												
事業目的	川岸地区（川岸2丁目の一部地域）は、平成15年度に国から「地震時等において大規模な火災の可能性があり、重点的に改善すべき密集市街地」（重点密集市街地）として公表されたため、地区住民等のご理解・ご協力のもと、大規模火災などの災害に強い安心・安全な居住環境の形成を図っていく。												
事業内容	川岸地区については、災害に強いまちづくりを推進するため、住宅市街地総合整備事業により、防災に資する道路や通り抜け広場等を整備する。また、防災上危険な老朽建築物の除却や準耐火建築物等への建替えや新築による難燃化の促進を図っていく。												
実施主体	<input checked="" type="checkbox"/> 市による単独直営 <input type="checkbox"/> 委託 (<input type="checkbox"/> 3セク・財団 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 市民・NPO) <input checked="" type="checkbox"/> 協働・協力（広場管理団体）												

2. 実施結果

事業の 予算・実績	事業内容		平成30年度 執行額（千円）	令和元年度 予算額（千円）	令和2年度 計画額（千円）	令和3年度 計画額（千円）	令和4年度 計画額（千円）	
	事業費		18,396	24,996	6,266	37,055	15,234	
	財源内訳	国庫支出金	0	7,013	0	10,500	0	
		県支出金	0	0	0	0	0	
		起債	0	0	0	0	0	
		その他	1	1	1	1	1	
		一般財源	18,395	17,982	6,265	26,554	15,233	
	人件費		6,754.77	6,754.77	6,754.77	6,754.77	6,754.77	
	投入 人員	常勤職員	0.99人	0.99人	0.99人	0.99人	0.99人	
		非常勤職員	0.05人	0.05人	0.05人	0.05人	0.55人	
事業費+人件費		25,151	31,751	13,021	43,810	21,989		
目標達成 状況	指標名		単位	説明・算定式		H29目標 H29実績	H30目標 H30実績	R1目標 R1実績
	活動①	建築物の不燃化・難燃化の促進に係る周知啓発	回			2	2	2
	活動②					2	3	-
	成果①	不燃化・難燃化の建築件数	件			3	3	3
	成果②					0	2	-
目標達成 状況 の分析	B：活動・成果のいずれかを達成した。 <判断理由> 不燃化・難燃化の促進に係る周知啓発については、まちづくりニュースや耐震改修に関するチラシを配布するなどし、目標を達成することができた。一方で、不燃化・難燃化の建築件数については、地区内の準耐火建築物等への建替えや新築の伸び悩みにより、わずかに目標を達成することができなかった。							

3. 評価結果

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	28年度	29年度	30年度	B：施策の目標達成に貢献している。
	B	B	B	＜判断理由＞ 密集市街地における安心・安全な居住環境の形成を図るため、防災に資する小広場整備のための設計業務、土地鑑定、建物補償を実施した。また、地区内での取り組みや建築物の難燃化の促進を図るためのまちづくりニュースやチラシの配布による周知啓発を実施した。
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	28年度	29年度	30年度	B：経費は適正な範囲である。
	B	B	B	＜判断理由＞ 防災に資する小広場整備のための各種業務は、専門的な技術、知識や資格が必要となることから、民間に委託しているが、地区住民等との交渉やまちづくりニュースの原稿作成及び配布については、職員が対応しており、必要最低限の経費である。
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	28年度	29年度	30年度	B：事業手法は適正な内容である。
	B	B	B	＜判断理由＞ 密集市街地における安心・安全な住環境の形成を図るため、市は計画に基づき、道路や通り抜け広場を整備する。一方で施設整備を進めるためには、専門的な資格、知識や経験が必要となることから、設計業務等を民間委託しており、事業手法は適正である。
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	28年度	29年度	30年度	B：受益・負担は適正な範囲である。
	B	B	B	＜判断理由＞ 住宅市街地総合整備事業における整備計画を定め、市は地区住民等の協力のもと、道路や通り抜け広場を整備する。一方で地区住民は建替えや新築の際に、準耐火建築物等することで、地区の難燃化が促進されることから、受益と負担のバランスは保たれている。

4. 平成30年度中に実施した見直し内容

見直し内容	
見直しの効果	

5. 今後の方針

事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 1 現状で継続 <input type="radio"/> 2 拡大して継続 <input type="radio"/> 3 縮小して継続 <input type="radio"/> 4 他事業と統合 <input type="radio"/> 5 休止 <input type="radio"/> 6 その他見直し <input type="radio"/> 令和2年度で終了 <input type="radio"/> 令和元年度で終了 <input type="radio"/> 平成30年度で終了
	＜判断理由＞ 密集市街地における良好な住環境を形成するためには、市は道路や通り抜け広場の基盤整備に向けた取り組みを継続する。 地区住民等が準耐火建築物等に建替えや新築することにより、難燃化が促進されることから、今後も適切に周知啓発していく。 美女木向田地区のまちづくりの見直し内容に基づき、関係各課と十分な調整を図り、計画的にまちづくりを進めていく。
今後の取組方針	川岸地区について、平成31年度は防災に資する小広場整備工事を実施する。令和2年度以降は地区内に計画されている通り抜け広場を整備するための交渉や調査等の取り組みを進めていく。 また、準防火地域に指定されている地区内の準耐火建築物等への建替えや新築が促進されるよう、まちづくりニュース等を作成し、地区住民等に対して、適切に周知啓発していく。

事務事業名	21223 建築審査事務費													
担当組織	都市整備部					まちづくり推進課					担当	建築・開発指導担当		
組織コード	R1	20	03	00	会計・款・項・目・大事業・中事業	R1	01	08	05	02	01	01	記入日	令和元年 5月22日
	H30	20	03	00		H30	01	08	05	02	01	01		

1. 事務事業の概要

総合振興計画上の位置づけ													実施計画候補
基本目標	05	快適で過ごしやすいまち										○ 対象 ● 対象外	
分野	05	住宅											
施策	57	良好な住環境の形成											
事業期間	平成17年度～												
根拠法令 通達等	建築基準法					関連計画 施政方針							
事業区分	○ 法定受託事務 ● 自治事務のうち義務的なもの ○ 自治事務のうち任意のもの												
対象	市民												
事業目的	建築の敷地、構造、設備及び用途に関して定めてある基準により、市民の生命、健康及び財産の保護を図り、公共の福祉の増進を目指す。												
事業内容	建築確認申請、許可申請、届出等の審査、検査及び建築相談並びに違反建築の是正指導、建築協定事務。												
実施主体	<input checked="" type="checkbox"/> 市による単独直営 <input type="checkbox"/> 委託 (<input type="checkbox"/> 3セク・財団 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 市民・NPO) <input type="checkbox"/> 協働・協力 ()												

2. 実施結果

事業の 予算・実績	事業内容		平成30年度 執行額(千円)	令和元年度 予算額(千円)	令和2年度 計画額(千円)	令和3年度 計画額(千円)	令和4年度 計画額(千円)	
	事業費		1,066	1,087	1,087	1,087	1,087	
	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0	
		県支出金	14	14	14	14	14	
		起債	0	0	0	0	0	
		その他	682	523	523	523	523	
		一般財源	370	550	550	550	550	
	人件費		9,756.89	9,415.74	9,415.74	9,415.74	9,415.74	
	投入 人員	常勤職員	1.43人	1.38人	1.38人	1.38人	1.38人	
		非常勤職員	0人	0.1人	0.1人	0.1人	0.1人	
事業費+人件費		10,823	10,503	10,503	10,503	10,503		
目標達成 状況	指標名		単位	説明・算定式		H29目標 H29実績	H30目標 H30実績	R1目標 R1実績
	活動①	建築相談、私道相談	件	1年間の累計	1,300	1,300	1,300	
					1,638	1,584	-	
	成果①	各種申請件数	件	1年間の累計	300	300	300	
					390	435	-	
	成果②	適正処理件数率	%	適正に処理されている件数/相談及び申請件数	100	100	100	
100					100	-		
目標達成状況の分析		A：活動・成果ともに達成した。 <判断理由> 建築相談、私道相談及び各種申請件数共に適正に処理し、目標を達成している。						

3. 評価結果

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	28年度	29年度	30年度	A：施策の目標達成に大いに貢献している。
	A	A	A	<判断理由> 建築確認に関する事務、建築相談及び道路相談等を実施することにより、良好な市街地環境の形成に貢献している。
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	28年度	29年度	30年度	B：経費は適正な範囲である。
	B	B	B	<判断理由> 建築確認手数料等の収入があり、必要最低限の事務経費により事業を実施しているため、経費水準は適正である。
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	28年度	29年度	30年度	B：事業手法は適正な内容である。
	B	B	B	<判断理由> 建築基準法等根拠法令に基づき業務を遂行している。そのため、法改正への対応や法の適切な運用をするための情報収集が必要不可欠である。
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	28年度	29年度	30年度	B：受益・負担は適正な範囲である。
	B	B	B	<判断理由> 建築確認申請等手数料額については、国の基準に基づき算定することから、県及び県内他市と同水準であるため、受益・負担の公平性は保たれている。

4. 平成30年度中に実施した見直し内容

見直し内容	建築基準法の改正により、同法第43条第2項第1号に基づく接道に関する認定が本市の事務となったため、戸田市建築基準法等関係事務手数料条例と戸田市建築基準法施行細則を改正した。
見直しの効果	条例と規則を改正することで、認定事務を適切に行う体制を整えることができた。

5. 今後の方針

事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 1 現状で継続 <input type="radio"/> 2 拡大して継続 <input type="radio"/> 3 縮小して継続 <input type="radio"/> 4 他事業と統合 <input type="radio"/> 5 休止 <input type="radio"/> 6 その他見直し <input type="radio"/> 令和2年度で終了 <input type="radio"/> 令和元年度で終了 <input type="radio"/> 平成30年度で終了
	<判断理由> 今後もスムーズな窓口対応をするため、関係法令の解釈について引き続き研鑽を行なう。 法改正及び新法制定時には、条例、規則の制定及び改正を速やかに行う等適切な対応をする。
今後の取組方針	本市が限定特定行政庁の立場を維持するためには建築主事を置く必要があるが、その資格である建築基準適合判定資格者が現在3名しかいない状況であり、かつ年代に偏りがあるため、人員配置等に支障をきたすことから、新たな資格者を輩出するため必要な支援を行う。